

# 千葉代協支部運営規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 一般社団法人 千葉県損害保険代理業協会(以下「本会」という。)は、定款第27条の第一項の理事会の決議規定に基づき、支部運営規約を定める。

### (設置及び構成と運営)

第2条 本会は、別表に定める地域ごとに、支部を設置し、事務局を置く。

2 支部は、同一支部に所属する会員で構成し、その役員で運営する。

### (事業)

第3条 支部は、次の事業を行う。

- (1) 本会の事業を分掌し、支部内における推進、具体化に関する業務
- (2) 支部内の会員間の情報交換、連絡、調整に関する業務
- (3) 本会に対する意見具申、提案に関する業務
- (4) その他、支部として本会の目的達成に必要な業務

### (役員)

第4条 支部は、支部長・副支部長・会計・幹事・会計監事の役員を置くことができる。

2 支部長は、原則として本会の理事が就任する。

### (会議)

第5条 支部の会議は、支部総会及び支部役員会を原則とする。

2 支部総会は、支部長が毎会計年度終了後2ヶ月以内に招集し、次の事項を決議する。

- 事業報告及び収支決算
- 事業計画及び収支予算
- 役員を選任 等

3 支部役員会は、支部長が原則として年6回以上招集し、次の事項を討議する。

- 各事業の推進
- 支部会員との双方向の連絡
- 本会への意見具申 等

4 支部長は、支部総会及び支部役員会の議事について議事録を作成し、その都度会議の内容を本会に報告する。

### (会費)

第6条 支部運営に関する経費は、本会より交付の支部活動資金をもって充当する。

### (会計)

第7条 支部の会計は、本会が制定した会計規則に準ずるものとする。

2 支部長は、会計年度終了後内容を文書をもって、支部に所属する会員及び本会に報告する。

## 第2章 附 則

(変 更)

第8条 本規則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

第9条 会員が死亡した時の支部弔慰については支部役員会にて決定する。

第10条 支部総会の議決の趣旨主旨に反しない限り、その修正を支部長に一任する。

第11条 本規則は、平成21年10月23日より施行する。

(第2条第1項の別表)

支 部	地 域
千葉 支部	千葉市、四街道市、八街市
市原 支部	市原市
木更津支部	木更津市、袖ヶ浦市、君津市、富津市
安房 支部	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
茂原 支部	茂原市、東金市、いすみ市、夷隅郡、長生郡、勝浦市、大網白里市
銚子 支部	銚子市、旭市、匝瑳市、山武市、山武郡、
北総 支部	成田市、佐倉市、印旛郡、香取市、香取郡、富里市
京葉 支部	船橋市、習志野市、市川市、浦安市、鎌ヶ谷市、八千代市、印西市、白井市
東葛 支部	柏市、松戸市、野田市、我孫子市、流山市

(変更)

平成24年10月25日第2回理事会により第2条第1項を変更改正する。

平成26年 4月25日第4回理事会により第2条第1項を変更改正する。

平成26年10月10日第2回理事会により第2条第1項を変更改正する。

平成30年 4月17日第4回理事会により第2条第1項を変更改正する。